

平成28年10月定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 平成28年10月26日（水）午後2時00分～2時40分
- ◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
- ◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員
芝本 哲也	阪井 千鶴子	仲野 務	山元 直美

- ◎ 欠席委員

委 員
益田 耕吉

- ◎ 事務局

山本 教育総務課長	嘉田 教育総務部長	山本 生涯学習部 長	植野 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	西田 教育総務部 次長兼 学校給食課長
古村 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	祐村 生涯学習部 理事兼 生涯学習課長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	室井 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長	尾谷 中央図書館長
上田 金剛図書館長				
				(書記)小島 教育総務課長代 理

平成 28 年度 10 月定例教育委員会会議録

平成 28 年 10 月 26(水)

開会：午後 2 時 00 分

閉会：午後 2 時 40 分

- 山本教育総務課長 それでは、平成 28 年度 10 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、11 月 24 日（木）午後 3 時 00 分から、富田林市役所第 2 委員会室での開会を予定しております。では、本日の議事日程をご説明させていただきます。
- 《別紙、議事日程を説明》
- それでは、教育長開会をお願いいたします。
- 芝本教育長 それでは、平成 28 年度 10 月定例教育委員会会議を開会いたします。会議を進める前に、本日、益田委員より欠席の申し出がありましたので、皆様にお伝えいたします。それでは、「日程第 1. 会議録署名委員の指名について」、今月は、仲野委員よろしくをお願いいたします。
- 仲野委員 わかりました。
- 芝本教育長 続いて、「日程第 2. 会議録の承認」、先月 9 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。
- 阪井委員 12 ページで誤記が 1 箇所ありましたので訂正をお願いします。
- 山本教育総務課長 わかりました。
- 芝本教育長 他に、何か訂正、付け加え等はございませんか。特に無いようなので、会議録については承認とさせていただきます。次に、「日程第 3. 教育長報告」に移ります。今月は、4 件の報告があります。それでは、報告第 16 号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について」ですが、今月は、「新たに承認申請のあった行事」がございませんので、特に説明はございませんが、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 阪井委員 ②行事名「家事家計講習会」の開催場所についてですが、開催場所の一部に個人宅が含まれています。個人宅でも後援名義を承認するのでしょうか。
- 祐村生涯学習部理事 主催者からは、「開催場所を探したが、今回はどうしても会場を確保できなかったため、やむを得ず、今回は会員の個人宅を開催場所とさせていただいた」と聞いております。
- 阪井委員 個人宅で行事を開催できるほど、規模は小さいのでしょうか。また、個人宅を除いて後援名義を承認することは可能ですか。
- 祐村生涯学習部理事 開催規模についてですが、収支計画書には資料代として 75 人と記載がございます。この人数につきましては最大人数を計上されていると思われま。個人宅を除いた後援名義の承認につきましては、今後検討していきたいと考えます。
- 芝本教育長 今回の後援名義の承認について、個人宅を除くことは可能ですか。
- 祐村生涯学習部理事 今回は既に、個人宅を含め後援名義を承認しておりますので、一部を取り消すことは難しい状況でございます。

阪井委員 今後、個人宅で行事を開催するにあたり、富田林市教育委員会の後援名義を承認するのか議論していただき、明文化についても検討していただきますようお願いいたします。

祐村生涯学習部理事 11月に行事が開催されますので、人数など確認いたします。

芝本教育長 富田林市教育委員会として、開催場所が個人宅の場合、後援名義をどのように取り扱うのか、ルール付けも含めて考えていきたいと思っております。他にご質問等はございませんか。特に無いようなので、次の報告に進みます。報告第17号「平成28年度市表彰（教育委員会関係）」について、関係課から順次報告させていただきます。報告が終わりましたら、質疑応答とさせていただきます。まずは、教育総務課より報告をお願いいたします。

山本教育総務課長 それでは、報告第17号「平成28年度市表彰（教育委員会関係）」について、教育総務課関係の報告をさせていただきます。被表彰者は、堂山博也氏でございます。堂山氏は、平成15年7月18日から平成27年12月6日まで、長年の間、富田林市教育委員会教育長を務められ、本市の教育行政に多大な貢献をされましたことから、富田林市表彰条例に基づき、表彰を行うものです。以上、教育総務課関係のご報告とさせていただきます。

芝本教育長 次に生涯学習課より報告をお願いします。

祐村生涯学習部理事 続きまして、報告第17号「平成28年度市表彰（教育委員会関係）」について、生涯学習課関係の報告をさせていただきます。被表彰者は、田中喜世子氏でございます。田中氏は、平成5年に本市合気道協会の役員に就任され、今日まで連盟の運営・発展に尽力されてきました。また、体育協会におかれましても平成6年から事務局員、平成8年からは理事を兼任し、現在にいたっており、本市のスポーツ推進・普及に貢献されています。以上、田中氏は、本市のスポーツの発展・青少年の健全育成に多大な貢献をされた功績は誠に顕著でありますことから、富田林市表彰条例に基づき、表彰を行うものです。以上、生涯学習課関係のご報告とさせていただきます。

芝本教育長 次に文化財課より報告をお願いします。

房田生涯学習部次長代理 それでは、報告第17号「平成28年度市表彰（教育委員会関係）」について、文化財課関係の報告をさせていただきます。被表彰者は、高田昇氏でございます。高田氏は、大学教授、都市計画の専門家として高い識見を持ち、平成3年8月に富田林市伝統的建造物群保存審議会設置当初から、現在まで、25年もの長きにわたり、専門的な立場から、同審議会において、「富田林寺内町」地区の町並み保全や街づくり形成に關して的確な提言により、歴史的町並み保全を進める一方、じないまち交流館や展望広場の開設、空き家を活用した店舗の誘致など、賑わいのあるまちづくりに寄与され、今日の「重要伝統的建造物群保存地区 富田林寺内町」の礎を築かれました。また、平成17年からは、同審議会委員長として、円滑な審議会の運営と発展的な活動に先導的役割を果たすなど、「富田林寺内町」の歴史的町並み保存と地区活性化に大きく寄与するとともに、市文化財行政の振興に多大な貢献をされており、長年にわたる活動と功績は顕著であることから、富田林市表彰条例に基づき、表彰を行うものでございます。以上、文化財課関係のご報告とさせていただきます。

芝本教育長 ありがとうございます。以上で、報告はすべて終わりましたが、何かご質問等はご

ございませんか。特に無いようなので、次の報告に進みます。報告第 18 号「教育に関する点検・評価報告書（案）」について、教育総務課から報告をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、報告第 18 号「教育に関する点検・評価報告書（案）」につきまして、報告させていただきます。この「点検・評価報告書」は、平成 20 年度の法改正によりまして、義務付けされたもので、今年度も昨年度と同様に「課別業務・主要事業一覧」の参考資料を作成し、「点検・評価報告書（案）」をまとめさせていただきました。なお、昨年度との相違箇所につきましては、アンダーラインを引いておりますので、よろしく願いいたします。今年度につきましても、本日、参考資料として配布させていただいております。「課別業務・主要事業一覧」を基に、学識経験者との意見交換会を開催する予定をしております。意見交換会においては、平成 27 年度に実施した各課の事業説明等を行ない、それぞれ、ご意見をいただく形を考えております。学識経験者の先生方のご意見につきましては、点検評価報告書（案）の 32 ページから 37 ページに掲載する予定としております。本日は、教育委員の先生方からご意見などをいただき修正等も加え、その後、学識経験者からのご意見を付け加えた「点検・評価報告書（案）」を来月の定例教育委員会会議において、議案として提出させていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。以上で、ご説明とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。資料を拝見し、意見を事務局に伝えるということによろしいでしょうか。

山本教育総務課長

後日でも結構ですし、この場でご意見いただいても構いません。

芝本教育長

それでは、ご質問、ご意見などはございませんでしょうか。

阪井委員

5 ページ下段、3(2)の「軽微な事案についてもいじめの可能性を否定せずに適切な対応をとったことで、認知件数が増加し」との記載について、認知件数が増加したのは、いじめに該当するかの判断基準を緩やかにしたからですか。それとも、適切な対応をとったので認知件数が増加したのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

いじめに該当するかの判断基準を緩やかにしたからです。

阪井委員

それであれば、「適切な対応をとったことで、認知件数が増加し」とはならないので、訂正が必要かと思えます。

古村教育総務部次長代理

文面につきまして、再度検討いたします。

仲野委員

同じところで、「認知件数が増加し」と記載されていたので、《参考資料》を拝見したいのですが、この件に関する資料はありますか。

古村教育総務部次長代理

本報告書の中にはございません。

芝本教育長

《参考資料》に添付できるのであれば、記載してください。

阪井委員

同じところで、不登校の生徒数が増加したことについて、次の 4. 課題・方向性のなかで、具体的な対応策について表現が見受けられないと思えますが。

古村教育総務部次長代理

不登校には個別の理由が存在し、学校だけでは解決しにくいケースが増えてきているのが現状でございます。そのため、一般論にはなりますが、スクールソーシャルワーカー等を活用した組織的な対応を推進するという表現をさせていただいておりますが、文面につきましては、再度検討いたします。

阪井委員

7 ページの 3 の(1)「市教委主催の数回の研修」で数回という表現と、(2)「市として

120回をこえる」について、過去の実績・数値がありますので、例えば、「前年度を上回る何回」という表現の仕方が適切ではないかと思いました。また、回数が多ければ良いということではありませんので、プラスアルファを記入していただければ、さらに良くなると思います。そして、報告書全般に言えることですが、「3. 点検結果・評価」は、各部局ともにプラスの表現が多く、マイナスの表現がほとんどありません。そのため、「4. 課題・方向性」では、前年度に引き続きなどの表現が多く、3と4の内容が結びついていないように思われますので、更なる工夫をお願いいたします。同じところですが、「市教委主催の数回の研修」については、教育委員に配布していただいている教職員夏期研修一覧表に参加人数の実績を記載し、資料として添付されたら、分かりやすく良いと思いました。

仲野委員

ありがとうございます。他に、何かご質問等はございませんか。

芝本教育長
阪井委員

12ページの4(1)②、給食費の徴収管理ですが、数値の記載がありません。徴収管理を課題として考えるのであれば、理由となる資料など、3. 点検結果・評価でもう少し記載すれば良いと思います。また、14ページですが、施設整備等に関しては、年次計画と進捗状況との比較について、評価に結びつくような数値化の記載をお願いいたします。さらに、15ページ、生涯学習・社会教育事業についてですが、2(1)で、「会議を2回開催」し、3(1)では「多方面にわたる意見をいただいた」としているのですが、4. 課題・方向性では、「社会教育委員会会議では、効果的な意見交換ができるような工夫を検討する」と記載されています。工夫を検討するということは、何らかの課題があった訳ですが、前のページからは、その内容を読み取ることが出来ず、違和感がありました。

芝本教育長
阪井委員

頂いた意見を参考に、表現などについて、再度検討をお願いいたします。

続いて、18ページの3(3)成人式ですが、「出席率は例年より低い」というのは分かりましたが、4では「内容について引き続き検討する必要がある」と記載しています。内容の工夫に問題があるので出席率が低いという分析をされているのでしょうか。例年、同じ文面を記載していますが、70%について、他の市町村と比較して数値が上がる事が無いのであれば、内容の問題ではないと思うのですが、近隣市町村と比較して、本市の出席率は低いのでしょうか。

祐村生涯学習部理事

各市の状況について、把握出来ておりません。そのあたりも含めて、状況把握に努めたいと思います。

阪井委員

4の「放課後子ども教室の指導員については、・・・必要がある」の文章ですが、「ついて」という文面が2回続くことによって、読みにくい文章となっていますので、工夫してください。また、次の「放課後子ども教室の実施について・・・検討する必要がある」の中に「主旨に沿った対応」と記載されていますが、「昨年はこのように取り組んだが、まだ課題があるので、こういう風な方向で取り組みが必要である」など、書き方に工夫をしていただきたいと思います。

芝本教育長
山元委員

他に、何かご質問等はございませんか。

「主旨に沿った対応」についてですが、読み手からすると、主旨の説明などを少し記入していただくと、わかりやすくなると思います。また、少し上になりますが、「青少年指導員の活動内容については、社会状況に対応する新たな活動についての検討が

必要である。」という文章ですが、例えば、「現在の活動が子どものニーズに合っていないので、検討が必要である」など、理由が記載されていないため、分かりにくい文章となっていますので、少し工夫をお願いいたします。

阪井委員

19 ページの下段、3(3)ですが、6 団体を予定していたところ 2 団体の助成となっていますが、残りの団体は、辞退などされたのでしょうか。

祐村生涯学習部理事

6 団体の予算を確保しておりましたが、2 団体の申請・助成となりました。

阪井委員

わかりました。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、委員の皆様にご指摘いただいた点を踏まえながら、各担当部局は再度、見直しをお願いいたします。では、次の報告に進みます。報告第 19 号「平成 28 年度富田林市公民館まつりの開催」について、中央公民館から報告させていただきます。

室井公民館長

それでは、報告第 19 号「平成 28 年度富田林市公民館まつりの開催」につきまして、報告させていただきます。現在、公民館では 3 館を合わせますと、141 クラブ約 2,250 人の市民の方が、利用者団体であります各館のクラブ連絡会に加盟し、さまざまなクラブ活動に参加し、学習を通して交流を深められています。公民館まつりは、一年間の活動の集大成として、作品展示・舞台発表をご披露するほか、模擬店や子どもイベント等の楽しい催しもたくさん準備し、広く市民の皆様が公民館活動に触れていただくことを目的に実施しています。今年は 11 月 12・13 日の土日、市内 3 公民館で同時開催いたします。本日、案内状もお手元にお配りさせていただきました。当日のパンフレットの印刷が間に合わず、コピーにて失礼いたしますが、委員の皆様には、ご多用とは存じますが、是非会場に足をお運びくださいますようお願いいたします。以上、ご報告とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問等はございませんか。では、私の方から、今年度の見どころなど教えていただけませんか。

室井公民館長

中央公民館では、子どもたちにフェイスペイントなどを楽しんでいただく予定です。東公民館では、ゲストとして津軽三味線演奏会などを予定しております。ぜひ、お越しいただきますようお願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。他にご質問などはございませんでしょうか。特に無いようなので、報告案件はこれで終わらせていただき、続きまして、日程第 4. 富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は 2 件の案件がございます。それでは、議案第 22 号「富田林市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」について、教育総務課から説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、議案第 22 号「富田林市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」について、提案の理由並びに内容のご説明をさせていただきます。まず、提案の理由でございますが、公会堂の解体に伴い、施設を廃止することになりましたので、規則の一部改正をお願いするものです。続いて、その内容でございますが、規則第 7 条「生涯学習部生涯学習課社会教育係」の項、第 9 号中「すばるホール、市民会館及び公会堂に関すること」を「すばるホール及び市民会館に関すること」に改めるものです。以上で、ご説明とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございません

か。特に無いようなので、議案第 22 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。では、続いて、議案第 23 号「富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、議案第 23 号「富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命」について、ご説明をさせていただきます。資料の議案第 23 号をご覧ください。本年度は改選の年度となっております。本委員会委員の任期は、平成 30 年 6 月 30 日まででございます。識見を有する者として、徳田委員、花岡委員、教職員代表の谷口委員、阪口委員、保護者代表の遠藤委員、岡本委員、また、前回に引き続き、臨床心理士としてチーフスクールカウンセラーの橋詰委員、社会福祉士としてスクールソーシャルワーカーの福井委員、そして、指導主事 古村でございます。ご審議よろしく願いいたします。

芝本教育長
阪井委員

ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問等はございませんか。本市ではスクールソーシャルワーカーは何人いるのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

大阪府から配置していただいている 1 名と、本市で昨年 9 月から 3 名、また、個別に訪問などに対応するため 1 名、計 5 名配置しております。

阪井委員

スクールソーシャルワーカーの活動ですが、学校と保護者をつなぐのでしょうか。それとも子どもと保護者をつなぐのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

スクールカウンセラーが子どもの心理面をカウンセリングするのに対し、スクールソーシャルワーカーは、子どもの家庭環境による問題に対処するため、社会資源の活用であるとか、子どもの置かれた環境に働きかける役割を果たすことで、課題の解決を図っています。

阪井委員

必ずしも学校と保護者の間を繋ぐということではないのですね。

古村教育総務部次長代理

様々なケースがございますので、関わり方、制度やサービスも異なってまいります。学校を中心として子どもを取り巻く環境に働きかける福祉の専門家でございます。

阪井委員

スクールソーシャルワーカーはどこに常駐されているのでしょうか。

村教育総務部次長代理

重点配置している学校を中心に、主に学校現場で対応していただいております。

阪井委員

わかりました。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 23 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。いじめ防止対策推進法が施行されて 3 年を経過していますが、委員の皆様のご意見を参考に、これからも、いじめを未然に防ぐ予防・早期発見・早期対応・早期解決をお願いいたします。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、平成 28 年度 10 月の定例教育委員会会議を終了いたします。